

新宿区個人情報保護管理運営会議（第7回）概要

開催日時・場所

令和7年11月14日（金） 午前11時00分～午前11時30分

本庁舎3階 庁議室

出席会員等

寺田副区長（会長）、総合政策部長（副会長）、総務部長、健康部長、総合政策部区政情報課長、情報戦略課長

《議事概要》

1 審議内容

新宿区個人情報保護管理運営会議の組織及び運営に関する要綱第3条第3号に掲げる事項

【審議事項】

- (1) マイナポータル申請管理システムとの外部結合について（特定個人情報保護評価のパブリック・コメント等の実施結果）
⇒ 承認
- (2) 財産調査システムの導入に係る外部結合について
⇒ 承認

【サイバーセキュリティに関する専門的な知見を有する者からの主な助言】

運用上及びシステム上の情報保護対策について、サイバーセキュリティに関する専門的な立場から、以下のような助言を受け、反映した。

- ・委託先事業者の中に、第三者認証を受けていない（個人情報マネジメントシステムを構築し、定期的に外部監査を受けていない）事業者が存在しており、今後見直しをした方が良い。課税に係るデータは機微情報であり、少なくとも定期的に外部監査を受けている事業者が望ましい。評価書の確認を委託し、「十分である」としてもらう事は制度の主旨として好ましくない。（特定個人情報保護評価そのものは、法律で定められた特定の事業者（国の行政機関や地方公共団体など）が実施する必要があるため、第三者に丸投げして委託することはできない。）東京都広報公聴部が実施しているように、第三者に点検してもらい、その結果を貴庁内の部局が確認し、判断は貴庁が下す形にした方が良い。
- ・税務当局は、相続税調査などで金融機関に照会する権限を持っており、過去の銀行口座の取引履歴などを調べることができる。こうした機密情報の取り扱いには、常に情報漏洩リスクが伴うため、取り扱いは慎重におこなうこと。特に、目的を達成した個人情報については速やかに廃棄し、その記録を取り、定められた期間の間保管すること。また、その際に、作業上作成したメモ類なども併せて廃棄すること。

【発言】

- ・審議事項（2）について
- ・会長（寺田副区長）： 財産調査システムを介して、区は金融機関に照会と回答を行うことになるが、そのシステム内の照会データと回答データはどのように削除されるのか。
- ・区政情報課長： 財産調査システムにおけるデータについては、区からの照会データを受信後60日が経過すると自動削除され、金融機関からの回答データを受信後30日が経過すると自動削除されます。
自動消去されることにより、誤操作や削除忘れによる情報漏洩リスクを軽減しています。
- ・会員： 滞納対策課が利用している財産調査システムについては、都市銀行だけでなく地方銀行も調査できるシステムを使っていた。今回の高齢者医療担当課では、都市銀行のみが対象となっているが、地方銀行などの調査は行わないのか。また、照会する情報を金融機関用に変換するシステムがあったと思うが、そのシステムは利用しないのか。
- ・区政情報課長： 滞納対策課では、都市銀行系の pipitLINQ（ピピットリンク）及び地方銀行系の DAIS（ダイス）という2つの財産調査システムを利用して調査を行っています。
滞納対策課は、滞納者数が多いため、都市銀行だけでなく、地方銀行や信用金庫などの調査も行っておりますが、高齢者医療担当課は、滞納者数が少ないとから、調査を必要最小限にするため都市銀行のみを対象とします。
また、滞納対策課では、金融機関ごとのルールに沿った照会情報に変換ができる PiMS（ピムス）を導入していますが、高齢者医療担当課では調査件数が少なく、職員が手動で変換できるため、費用対効果を考慮し、PiMS（ピムス）は導入しない運用とします。